



最高裁判所判事  
みや がわ みつこ  
昭和三五年一月一三日生

略歴

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、  
豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校  
校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五九年 四月 司法修習生

平成六年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成七年 六月 ハーバード・ロースクール修了（L.L.M.）

平成七年 三月 ニューヨーク州弁護士資格取得

昭和五九年 四月 TMI総合法律事務所パートナー

平成一年 七月 経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的  
財産政策部会（現 知的財産分科会）委員

平成一年 七月 慶應義塾大学法科大学院講師

平成一年 二月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員

平成二年 五月 日本商標協会理事（令和五年五月副会長）

平成二年 三月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員

平成二年 六月 エステー株式会社外取締役

平成二年 六月 パナソニック株式会社外監査役

平成二年 四月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科  
会委員

平成三年 三月 公益社団法人日本仲裁人協会理事

平成三年 四月 平成三二年度「知財功劳賞」（経済産業大臣  
表彰）

令和元年 六月 三菱自動車工業株式会社外取締役

令和元年 同月 日弁連知的財産センター委員長

二年七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事

三年一〇月 東京地方裁判所民事調停委員

五年一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定は、憲法二三条及び一四条  
一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、國家  
賠償法一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によつ  
て発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号に  
よる改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅  
したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容  
認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が  
信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断すること  
ができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し  
権利の濫用として許されないとした（全員一致）。
- 二 令和六年七月一日 第一小法廷判決  
宗教法人とその信者との間で締結された念書により、当該信  
者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔・強迫  
又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴  
えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においては  
このようない起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断  
し、さらに、宗教法人の信者による献金の勧誘行為が不法行  
為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽  
くさなかつた違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人  
らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるため  
に本件を原審に差し戻した（全員一致）。

裁判官としての心構え

昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実  
感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所  
の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものである  
ことを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向かい、公正で  
妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁  
護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の  
多様性に貢献できるよう努めてまいります。